

一般社団法人 福井県子ども会育成連合会 細則

第1章 総則

(目的)

第1条

この細則は、一般社団法人福井県子ども会育成連合会（以下、「本会」という。）定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 正会員

(正会員)

第2条

正会員は、本会会員規程第2条で定める次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 福井県内の各市町子連16団体
- (2) 本細則で定める福井県4地区から選出された個人会員
- (3) 理事会において承認された団体または個人
- (4) 本会の事務局長

2 前項(2)の人数は、別表1のとおりとする。

(個人会員)

第3条

個人会員は、次に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。

- | | |
|----|-------------------|
| 基準 | ア 地区の子ども会に携わっている者 |
| | イ 地区の子ども会で貢献した者 |
| | ウ 学識経験者 |

第3章 理事及び監事

(選出)

第4条

本細則第2条(2)の内、原則として、各地区の会長、副会長を含め、別表2の人数を、理事及び監事候補者として選出する。

- 2 本細則第2条(3)から、理事候補者を選出することができる。
- 3 会長・副会長については、原則として、地区に偏りがないように選出する。

(役員を選任・任期等)

第5条

本会定款第22条により、理事及び監事は総会の決議により選任する。

- 2 理事・監事の任期は、原則として、通算12年までとし、理事・監事の年数も通算する。

- 3 理事会の決議により選任された会長・副会長の任期は、原則として、それぞれ6年までとする。また、専務理事の任期は、原則として4年までとする。
- 4 ただし、会長は、第2項にかかわらず、その任期を全うすることができる。

第4章 三役会

(構成)

第6条

三役会は、会長、副会長及び専務理事をもって構成する。

(招集)

第7条

三役会は会長が招集する。ただし、三役会の構成員の要請があった場合も招集できる。

(議決事項)

第8条

三役会は、随時開催するものとし、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 総会及び理事会並びに事業推進委員会に付議すべき事項
- (2) 日常業務の執行に関わる連絡調整
- (3) その他会長が必要と認めた事項

第5章 会費

(会費)

第9条

本会の経費を負担するため、会費の額を次のとおり定める。

- 2 福井県内の各市町単位で子ども会育成にかかわる活動をしている団体の年額会費は、次の(1)及び(2)の合算した額とする。
 - (1) 各市町世帯数に2円を乗じて5,000円を加えた額
 - (2) 各団体の入会者数に80円を乗じた額
- 3 個人正会員の会費は、年額1,000円とする。
- 4 賛助会員の年額会費は、その会員が希望する口数に応じ1,000円の整数倍とする。

(会費の納入時期)

第10条

会費の納入は、前条第2項(1)の団体会費は年1回とし、毎年度7月末までに納入しなければならない。

- 2 前条第2項(2)の会費については、毎年度5月末までに納入しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、年度途中における会員の増加分会費については、すみやかに納入しなければならない。

(会費の納入方法)

第11条

会費の納入方法は、会長が別に定める銀行への振込みとする。

- 2 会費の納入に要する銀行振込手数料は、会員の負担とする。

第6章 事業等

(事業推進委員会)

第12条

本会に事業推進委員会を置く。

- 2 事業推進委員会は、会長、副会長、本細則第11条第1項に規定する各委員会委員長、副委員長、及び事務局長をもって構成する。
- 3 事業推進委員会は、随時開催するものとし、本会の事業の推進について協議する。

(諮問委員会)

第13条

本会に、諮問委員会を置くことができる。

- 2 諮問委員会の構成は、学識経験者によるものとし、5名以内とする。
- 3 諮問委員は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 4 諮問委員会は、次世代を担う子どもたちを育成するために、子ども会のあり方について指針を示し、本会の目的及び事業等について意見を述べる。
- 5 委嘱期間は2年間とし、再任を妨げない。

(委員会)

第14条

本会の事業を円滑に実施するために、次の委員会を置く。

- ア 総務委員会
- イ 育成指導委員会
- ウ 広報委員会

- 2 委員会は、委員会に属する事項について審議し、事業の推進に当たる。
- 3 委員会は、担当副会長、委員長、副委員長、委員を持って構成する。
- 4 前項に掲げる役職に関しては、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 5 委嘱期間は1年間とし、再任を妨げない。

(地区の区分)

第15条

福井県内の各市町を以下4地区（ブロック）に区分して事業を実施する。

- ア 福井地区 福井市

イ 坂井・奥越地区	大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町
ウ 丹南地区	鯖江市、越前市、南越前町、越前町
エ 嶺南地区	敦賀市・小浜市・美浜町・高浜町・おおい町・若狭町

(地区事業)

第16条

各地区で次の事業を行う。

- ア 「福井県子どもまつり」は、毎年開催する。
- イ 「地区育成研究大会」は、毎年開催する。

(助成金)

第17条

本会の事業に関わる助成金については、以下のとおりとする。

- (1) 「福井県子どもまつり」は1地区上限10万円とし、原則、実施要項に従って実施する。
- (2) 「地区育成研究大会」は1地区上限7万円とし、原則、実施要項に従って実施する。
- (3) 「ジュニア・リーダー研修会」は、宿泊の場合は上限8万円、日帰りの場合は上限4万円を助成し、実施要項に従って実施する。
- (4) 県外開催の「東海北陸地区子ども会育成研究協議会」の参加者には、開会式から閉会式までの参加で5,000円の助成をする。
(1日参加は2,000円の助成)
なお、表彰者には、宿泊費も助成する(ただし、1泊のみ上限15,000円とする。)
又、発表者には、5,000円を助成する。
ただし、業務として参加するものに対しては、助成しない。
- (5) 県外開催の「全国子ども会育成中央会議・研究大会」の参加者には、開会式から閉会式までの参加で10,000円の助成をする。
(1日参加は2,000円、2日参加は5,000円の助成)
なお、表彰者には、宿泊費も助成する。(ただし、一泊のみ上限15,000円とする。)
ただし、業務として参加するものに対しては、助成しない。
- (6) 「全国子ども会ジュニア・リーダー研究集会」及び「東海北陸地区子ども会ジュニア・リーダー研修大会」の参加者には、参加費を全額助成する。
- (7) 全国子ども会連合会や東海北陸地区子ども会連絡協議会等の主催による県外研修については、県ユース・リーダーに、参加費と全日程の参加で5,000円の助成をする。
(1日参加は参加費と2,000円の助成)
- (8) その他、県内開催の(4)(5)(6)に関わる「福井大会」等の必要な助成については、理事会の決議により行う。
- (9) その他の助成については、正副会長・専務理事会議(以下「三役会」という。)で協

議の上決定し、理事会に報告するものとする。

第7章 県ユース・リーダーズクラブ

(県ユース・リーダーズクラブ)

第18条

本会に、県ユース・リーダーズクラブ（青年指導者の会）を置くことができる。

- 2 県ユース・リーダーズクラブの会員を県ユース・リーダー（青年指導者）とする。
- 3 県ユース・リーダーは、原則として、各市町子連の推薦を受けたジュニア・リーダー経験者とし、面接選考の上、会長が委嘱して県ユース・リーダーズクラブの会員となる。
- 4 県ユース・リーダーは、ユース塾福井県子ども会ジュニア・リーダーステップアップ集会を企画・運営し、嶺北・嶺南のジュニア・リーダー研修会等を支援するなど、ジュニア・リーダーの資質向上に努める。
- 5 県ユース・リーダーズクラブの活動は、原則として25歳までとし、その後は地元で活動する。

第8章 附 則

(細則の改廃)

第19条

この細則の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 この細則は、平成26年4月1日より施行する。
(平成26年3月15日 理事会決議)

この細則は、平成28年4月1日より施行する。
(平成28年3月13日 理事会決議)

この細則は、平成29年4月1日より施行する。
(平成29年3月12日 理事会決議)

この細則は、平成30年4月1日より施行する。
(平成30年3月11日 理事会決議)

この細則は、令和2年4月1日より施行する。
(令和2年3月8日 理事会決議)

この細則は、令和4年4月1日より施行する。
(令和4年3月6日 理事会決議)

別表 1

地 区 名	人 数
福井地区	4
坂井・奥越地区	8
丹南地区	8
嶺南地区	4

※別表 2 の理事監事選出人数を含む

別表 2

地 区 名	理事監事選出人数
福井地区	2
坂井・奥越地区	4
丹南地区	4
嶺南地区	2